



京都市・京広美 協定書締結



平成26年10月3日 当組合 鈴木マサホ 顧問のお取りはからいで、門川市長を訪問し、約30分間景観条例について話し合いを行い、要望書を手渡しました。門川市長は京広美の活動に感謝の言葉を述べられ、「看板制作者は、画家など同じ芸術家だと思っている。これからも京都のよりよい看板作りに尽力頂きたい、要望書についても前向きに対処したいと述べられました。

要望書の内容は

- 1 経過措置期間の7年間に止まることなく、これからも景観政策及び安全対策の観点から、当組合との協定書の締結も含め、しっかりと連携をして屋外広告物対策を推進してください。
- 2 広告主を始め、広く市民に屋外広告物制度についてさらに啓発してください。
- 3 よりよい広告景観づくりをまちづくりの視点から進めていくため、まちづくりアドバイザーなど、当組合として積極的に協力・提言していきますので、その仕組み作りなどに協力してください。

平成26年11月12日(水) 上記要望が承認され、居内屋外広告物適正化推進室 室長と当組合児玉理事長の間で京都市と協定書を交わしました。

京広美としても京都にふさわしい看板や町並みに調和したまちづくりに鋭意努力し、協定書はゴールではなくスタートラインなのだから、共に協力していけるプラン作りをすすめて欲しいと、列席された志度澤課長のお言葉の通り、何をしていかなければならないか、役員は元より組合員諸氏のお知恵もお借りして進めて行く所存です。

当日参加者 児玉理事長 中原参与 市原・酒井・鈴木副理事長